

令和5年度円山園地清掃等業務
仕様書

1. 業務目的

円山園地において清掃及び除草作業を行い、園地が良好な状態で利用に供されることを目的とする。

2. 履行場所

円山園地（北海道天塩郡豊富町上サロベツ）

3. 履行期間

令和5年5月1日から令和5年10月31日まで

4. 業務仕様

一般的事項

- (1) 業務の実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実に行い、特に利用者の利用上の支障は最小限度にとどめるよう配慮すること。
- (2) 業務に従事する者は、腕章・ワッペン・名札等により業務従事者である旨明らかにすること。
- (3) 業務実施のために借用した鍵は、慎重に取扱い、業務に必要な時間と場所に限り使用すること。
- (4) 用水、電力の使用については、必要最小限度にとどめること。
- (5) 毎日の実施業務を別紙1「業務日報」に記載し、毎翌月10日（ただし、10月分は10月31日）までに稚内自然保護官事務所（稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎）に提出すること。なお、除草については、作業前後の写真を添えること。
- (6) 施設の破損箇所等を発見した場合、又は不測の事態を生じた時には、速やかに稚内自然保護官事務所担当官（以下、環境省担当官）に報告し、その指示を受けること。
- (7) 作業時間は特に指示しない限り8時30分から17時00分までの間とする。
- (8) 作業日数等は、別紙2「作業日数表」を参考に、適正に行うこと。

5. 業務内容

(1) 園地内の清掃

- ・清掃範囲：駐車場・建物周辺園地内（別添図面1の範囲）
- ・清掃日数：隔日業務 2日に1回程度（計92日以上）
ただし、令和5年5月1日から10月31日までとする。
- ・清掃内容：①駐車場、道路及び建物周辺の清掃及びゴミ拾いを行い、常に快適な利用ができるようにする。
②案内板、誘導サイン等の拭き取り等清掃を行い清潔な状態を保持する。併せて、損傷等の状況について点検を行う。
③サロベツ湿原センターの渡り廊下について、クモの巣の除去、

ゴミ箱の清掃等を行い清潔な状態を保持する。

(2) 園地内の除草

- ・ 除草範囲：園地内の芝生・植生（別添図面2の範囲）
- ・ 除草回数：5・6・9・10月は毎月1回、7月・8月は2回とし、各回2週間以上の間を空けること。但し、湿原センター南側湿地及び水質浄化湿地内（園路及びろ床を除く）は夏季1回の刈り取りとする。
- ・ 除草内容：機械（ハンドガイドと肩掛式）により行う。機械は発注者所有の機械を貸与する。ただし、燃料等の消耗品については受注者の負担とする。また、貸与された機械は、善良なる管理者の注意をもって使用し、日常点検を実施した上で発注者に返却すること。なお、受注者所有の機械の使用を妨げるものではない。
- ・ その他：機械の使用に当たっては、公園利用者に配慮し、安全上必要な対策を講じること。

(3) 刈草の処分

刈り取った草（処理数量15tを想定）は、除草作業毎に大型土嚢に集積の上、[豊富町内の](#)処分場へ運搬（1回あたり2t以内、運搬先距離は50.8km、合計9回程度の運搬回数を想定）し、適切に処分する。当該処分が[適切に粉割れたこと](#)が確認できる伝票等を取得し、作業日報とともに提出すること（受注者が[豊富町の一般](#)廃棄物収集運搬業の許可を得ていない場合は、当該許可を受けている事業者を実施させること。その際は、処分に関する、指示・立ち合い確認を実施すること。）。処分数量が想定数量と大幅に異なる場合は、あらかじめ環境省担当官と協議し、その指示に従うこと。

6. 施設の点検

対象施設について日常的点検を行い、異常を発見した場合には、速やかに環境省担当官に連絡し、その指示に従うこと。なお、必要に応じて適切な処置を講ずること。

7. 物品の調達に関する事項

本業務で使用する物品の調達については「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすこと。

8. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難い事由が生じた時、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。